第13期定時株主総会

日　時　2025年２月24日（月曜日）　午前10時00分

受付開始時間　午前９時00分

会　場　note株式会社 note place

決議事項

第１号議案　資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

第４号議案　取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

株主総会終了後に、株主ミーティングを開催いたします。
是非ご出席賜りますようご案内申し上げます。
詳細は17ページをご参照ください。

証券コード 5243
2025年２月７日
（電子提供措置の開始日 2025年２月３日）

株 主 各 位

東京都千代田区麹町六丁目６番２号
note株式会社
代表取締役 CEO 加藤貞顕

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、第13期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第13期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://ir.note.jp/

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧下さい。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年２月21日（金曜日）午後７時までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

１．日 時 2025年２月24日（月曜日）午前１０時00分（受付開始時間：午前9時00分）
２．場 所 東京都千代田区麹町六丁目６番２号
番町麹町ビルディング７Ｆ WeWork 麹町 note株式会社 note place

3．会議の目的事項

報告事項

1．第13期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第13期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

第４号議案　取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

以　上

＊ 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をお持ち下さいますようお願い申し上げます。

＊ ご送付している書類は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、当該書面には、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、次の事項につきましては記載しておらず、これらの事項は電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに「第13期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部です。

・事業報告の「企業集団の現況に関する事項」のうち「主要な事業内容」「主要な営業所」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」及び「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、「その他会社の状況に関する重要な事項」

・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

・計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

・監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」、「会計監査人の監査報告書」、「監査等委員会の監査報告書」

＊ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。
議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

■ 株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をお持ちいただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

開催日時　2025年２月24日（月曜日）午前10時00分（受付開始時間：午前9時00分）

■ 株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付下さい。

行使期限　2025年２月21日（金曜日）午後７時必着

インターネット等による議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のお手続きについてをご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力して下さい。

行使期限　2025年２月21日（金曜日）午後７時まで

＊ インターネットと郵送の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。
＊ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。
＊ ご返送いただいた議決権行使書におきまして、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン、タブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使して下さいますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法（スマートフォン・タブレット等から）

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力下さい。

ＱＲコードを用いずに議決権を行使する場合は、右のご案内に従ってログインして下さい。

「ログインID」「パスワード」を入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセス

https://evote.tr.mufg.jp/

2 ログイン

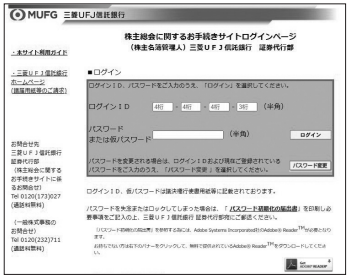

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力下さい。

3 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力下さい。

ご注意事項

- 午前2時30分から午前4時30分はご利用いただけません。
- インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填して財務内容の健全化を図るとともに、税負担の軽減や今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保すること等を目的として、次の通り、会社法第447条第１項に基づく資本金の額の減少及びその効力発生を条件とした会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行いたいと存じます。

１．資本金の額の減少の内容

（１）減少する資本金の額

2025年１月21日時点の資本金の額31,864,800円に2025年１月29日実施予定の第三者割当増資による資本金増加額249,986,800円を加えた281,851,600円のうち、271,851,600円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円とします。なお、当社が発行している新株予約権が効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動することがございます。

（２）資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額271,851,600円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

２．剰余金の処分の内容

資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金307,058,347円を減少して同額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

３．資本金の額の減少及び剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日	2025年１月21日	
(2) 株主総会決議日	2025年２月24日	
(3) 債権者異議申述公告日	2025年２月26日	（予定）
(4) 債権者異議申述最終期日	2025年３月26日	（予定）
(5) 効力発生日	2025年４月２日	（予定）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

監査等委員でない取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。なお、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。監査等委員でない取締役候補者は、次の通りです。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	加藤貞顕（かとうさだあき） （1973年６月11日生）	2000年４月　㈱アスキー 入社 2005年９月　㈱ダイヤモンド 入社 2011年12月　当社設立 代表取締役 CEO 就任（現任） 2023年12月　note AI creative㈱ 取締役 就任（現任） 2024年５月　Tales & Co.㈱　取締役　就任（現任）	5,637,000株
2	今雄一（こんゆういち） （1985年４月26日生）	2011年４月　㈱ディー・エヌ・エー 入社 2013年９月　当社 入社 2016年１月　当社 CTO 就任 2019年12月　当社 CTOプロダクトグループ長 就任 2020年２月　当社 取締役 CTOプロダクトグループ長 就任 2022年６月　当社 取締役 CTO 基盤開発グループ長 就任 2023年12月　当社 取締役 CTO（現任） note AI creative㈱ 代表取締役 就任（現任）	20,000株
3	鹿島幸裕（かしまゆきひろ） （1983年４月25日生）	2006年４月　外務省 入省 2010年６月　スタンフォード大学 ビジネススクール 卒業 2010年９月　ブーズ・アンド・カンパニー㈱入社 2013年10月　㈱カカクコム 入社 2017年８月　㈱ヘッドライト 入社 2018年９月　当社 入社 2018年12月　当社 CFO 就任 2019年12月　当社 CFO コーポレートグループ長 就任 2020年２月　当社 取締役 CFO コーポレートグループ長 就任 2023年12月　当社 取締役 CFO（現任）	39,400株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．加藤貞顕氏を取締役候補者とした理由は、2011年の創業以来、当社の代表取締役として事業全般を統括し、創業者としての理念と豊富な経験と知識を元に、今後も強いリーダーシップで当社のさらなる成長と企業価値の向上に貢献ができると判断したためです。

3．今雄一氏を取締役候補者とした理由は、インターネットサービス分野における豊富な知識及び経験を有しており、当社サービスの基盤構築に尽力し当社事業の拡大を牽引してきた経験を元に、当社の事業のさらなる拡充に活かすことができると判断したためです。

4．鹿島幸裕氏を取締役候補者とした理由は、インターネット大手上場企業の管理部門に従事していたことによるファイナンス及びコーポレート業務全般における豊富な知識及び経験を有しており、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の事業のさらなる拡充に活かすことができると判断したためです。

5．当社は、当社取締役（監査等委員含む）及び子会社（note AI creative㈱）取締役を被保険者とする会社法第430条の3第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役竹川美奈子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
竹川美奈子（たけかわみなこ） (1967年10月４日生)	1991年10月　㈱日経事業出版社（現 ㈱日経HR）入社 2010年12月　LIFE MAP合同会社 代表 就任（現任） 2016年７月　金融庁 金融審議会 「市場ワーキング・グループ」委員 2017年２月　金融庁 金融審議会 「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」委員 2022年９月　金融庁 金融審議会 「顧客本位タスクフォース」委員（現任） 2023年２月　当社　取締役（監査等委員）就任（現任）	０株

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．当社は、候補者との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。なお、候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。

３．当社は、当社取締役（監査等委員含む）及び子会社（note AI creative㈱）取締役を被保険者とする会社法第430条の3第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

４．竹川美奈子氏の監査等委員である社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。

５．竹川美奈子氏は、社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、以下の通りです。

投資や経済に関する専門的な知識に加え、金融庁の各種審議会の委員を歴任されたことによる経済・社会等に関する豊富な経験と幅広い見識を活かした、当社取締役会における経営上の重要事項に関する意思決定及び業務執行に対する適切な監督並びに高度な専門性に基づいた助言・提言等が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としました。

６．竹川美奈子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

第４号議案　取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社の取締役報酬は、基本報酬としての固定報酬及び非金銭報酬としており、2021年３月29日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その内容は、次の通りです。

（１）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬及び非金銭報酬とし、固定報酬については毎月現金で支払うものとする。なお、非金銭報酬は株主総会の決議の範囲内で、総会後１年以内に取締役会の決議により新株予約権を割当するものとし、これらの制度を整備した後に導入することとする。

（２）各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬額は、取締役会から代表取締役CEO加藤貞顕に一任し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位や、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が担う役割・責務、また当社の事業規模等に応じて決定する。

（３）固定報酬と非金銭報酬の報酬構成割合については、その客観性、妥当性を担保するために、類似業種かつ同規模の他企業における報酬構成割合との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえた上で、設定する。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額については、2021年２月25日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内（使用人給与は含まない）と決議しております。

今般、当社は、上記方針に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち２名に対して、経営計画及び事業計画の着実な遂行並びに持続的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行すること及びその具体的内容を決定すること並びに新株予約権400個分の公正な評価額を上限とすることにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、当社取締役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものといたします。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価額算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものといたします。

対象となる取締役は２名であり、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案通り承認可決されますと、引き続き対象となる取締役は２名となります。

１．取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

Ⅰ．新株予約権の名称

第16回新株予約権

Ⅱ．新株予約権の上限

400個

Ⅲ．新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

Ⅳ．新株予約権の割当日

2025年２月24日

Ⅴ．新株予約権の割当を受ける者及び数

監査等委員でない取締役　２名　400個

Ⅵ．新株予約権の内容

１．本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

当社の普通株式40,000株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は100株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

（１）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行

済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日 以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

（２）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

（３）本項の定めに基づき本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

２．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円（以下「行使価額」という。）とし、これに目的株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

（１）当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第１項第(１)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

（2）当社が株主割当ての方法で普通株式を発行する場合、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
（3）本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

3．本新株予約権を行使することができる期間
2025年５月31日から2030年５月30日まで
但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

4．本新株予約権の行使の条件
（1）本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第５項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
（2）本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
（3）本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5．当社が本新株予約権を取得することができる事由
当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

（1）当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（2）当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（3）当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（4）当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の３第１項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（5）権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

① 当社又は当社の子会社（会社法第２条第３号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

② 当社又は子会社の使用人

③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

（6）次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形

若しくは小切手が不渡りとなった場合
⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
⑨ 権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

（7）権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

6．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認（当社が取締役会設置会社でない場合においては株主総会の承認）を受けなければならない。

7．新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

8．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9．組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第１項に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第２項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

第３項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

（6）権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

（7）新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

（8）組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

２．その他の行使条件及び割当条件の概要

付与対象者と締結する割当契約書において、行使期間開始日後の経過期間に応じて行使可能数を制限するベスティングを設定することを基本とする予定です。ベスティングの期間については取締役会において合理的に決定するものとします。

３．株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを相当とする理由

上記の株式報酬型ストック・オプションの内容及び対象の取締役に係る新株予約権の上限数は、株式報酬型ストック・オプションの目的、経済情勢や社会水準、上記方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当なものであると考えております。

また、本議案の内容は、監査等委員会から適切である旨の答申を受けております。

なお、本議案は、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定を決議する議案として付議するものであり、本議案を原案通りご承認いただくことを条件として、2025年１月14日取締役会において上記の内容に基づき新株予約権を発行することを決議しております。

以　上

「株主ミーティング」開催のご案内

当社では、株主総会終了後に「株主ミーティング」を開催することといたしました。
株主ミーティングは、当社の取締役（監査等委員含む）が出席し、株主の皆さまと直接対話できる場として、業績状況やサービス、今後の経営戦略等に関するご説明や意見交換をさせていただき、今後の経営に活かしていくことを目的に開催いたします。
株主総会にご出席予定の株主さまは、ぜひご出席いただけますと幸いです。

記

・株主ミーティング開催日時
2025年２月24日（月）株主総会終了後（所要時間は１～２時間程度を想定しております）

・開催場所
東京都千代田区麹町六丁目６番２号
番町麹町ビルディング７Ｆ　note株式会社　note place（株主総会会場にて実施いたします）

・イベント内容
当社より事業概要や業績概況、今後の成長戦略等についてご説明したのちに、
株主の皆さまから登壇者にご質問いただくお時間を設けさせていただきます。

・登壇者
当社取締役・監査等委員等

以　上

※ 注意事項 ※
・会場の収容人数及び警備保安の都合上、株主総会にご参加いただいた株主さまご本人以外の方のご入場はできませんので、ご了承下さい。
・株主総会にご欠席された場合、株主ミーティングのみのご案内はいたしかねますので、ご了承下さい。

事業報告

自　2023年12月 1 日
至　2024年11月30日

1．企業集団の現況に関する事項

当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較分析については記載しておりません。

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、世界的な資源価格の高騰や不安定な為替の動向、商品・サービスの値上げによる物価高等により依然先行き不透明な状況が続いています。

このような状況の下、当社グループは「だれもが創作をはじめ、続けられるようにする。」をコーポレートミッションとして掲げ、クリエイターがユーザーとコミュニケーションをとりながらデジタルコンテンツを創作・公開・販売できるプラットフォーム「note」を中心としたメディアプラットフォーム事業を展開しております。また、2024年5月にTales & Co.株式会社を設立し、IP・コンテンツクリエーション事業を展開しております。当社グループは、インターネット上にクリエイター・メディア・ファンをつなぐエコシステムを構築することを目指しています。

当連結会計年度の売上高は3,312,248千円となりました。また、営業利益は52,844千円、経常利益は75,183千円、親会社株主に帰属する当期純利益は98,939千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次の通りです。

（メディアプラットフォーム事業）

メディアプラットフォーム事業では、CtoCメディアプラットフォーム「note」の運営、法人向け情報発信メディアSaaS「note pro」の運営、「note」上での企業協賛型コンテストの実施等を中心とした法人向けサービスに取り組んでおります。

「note」については、継続的な機能改善によってプラットフォームに集まるユーザー・コンテンツが順調に増加しており、2024年11月末時点で累計会員登録者数は893万人、公開コンテンツ数は5,107万件となりました。第４四半期会計期間における流通総額は4,344百万円（前年同期比23.1%増）となり、引き続き高水準で推移しています。「note pro」については、機能強化やnoteのサービス成長に伴う企業からの認知度向上などによ

り引き続き利用企業は増加しており、2024年11月末時点でARR(注)1は563百万円（前年同期比20.4％増）となりました。法人向けサービス事業については、「note」のユーザー数増加などにより、「noteコンテスト」案件が堅調に推移しております。

この結果、メディアプラットフォーム事業の売上高は3,298,606千円となりました。その内訳は、note売上高2,680,777千円、note pro売上高514,857千円、法人向けサービス売上高81,506千円、その他売上高21,464千円です。また、セグメント利益は63,145千円となりました。

(注) 1．ARR＝Annual Recurring Revenueは、各四半期末月のMRR(注)2を12倍したもの。
2．MRR＝Monthly Recurring Revenueは、月次経常収益。MRRには、note proの基本料金に加え、一部オプション料金も含む。

(IP・コンテンツクリエーション事業)

IP・コンテンツクリエーション事業では、クリエイターの企画や作品のエージェント、コンテンツ制作・販売、外部企業からの企画・コンテンツ制作受託などに取り組んでおります。

この結果、IP・コンテンツクリエーション事業の売上高は13,642千円、セグメント損失は10,301千円となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,389千円であり、セグメントごとの設備投資額は以下の通りです。

①メディアプラットフォーム事業

メディアプラットフォーム事業の当連結会計年度における設備投資の総額は1,389千円であり、その主な内容は、業務用PC等の工具、器具及び備品の取得です。

②IP・コンテンツクリエーション事業

IP・コンテンツクリエーション事業の当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

（3）資金調達の状況

新株予約権の行使による新株式の発行により、41,929千円の資金を調達しました。

（4）対処すべき課題

今後の対処すべき課題について、以下の通りと考えています。

①「note」「note pro」のさらなる拡大

「note」については、累計ユニーククリエイター数、累計会員登録者数、公開コンテンツ数といったメディアプラットフォームとしての各種指標を継続的に伸ばすほか、多くのユーザーを抱える影響力の大きなプラットフォームとしての健全性の確保を重要な課題として認識しております。またクリエイターの継続的な創作活動を後押しすることで「note」上で継続的に購読されるコンテンツの割合を増加させるために、クリエイターと読者のコミュニケーションの充実と、クリエイターの創作意欲を喚起することが必要と考えており、ポイント制度及びアプリ課金機能の導入やコンテストを実施しております。その結果、ユーザー数及び流通総額は着実に積み上げられています。

また、「note pro」については、セールス＆マーケティングの強化や機能拡充により、有料契約数を飛躍的に増加させることが重要と考えております。具体的には、「note pro勉強会」などのマーケティング目的のイベントや「note pro」のサクセス事例を増やすこと等を通じ、「note」を利用する法人を中心とする幅広い企業に対し認知拡大を図るほか、ChatGPTを活用し効率よく記事を書けるツール「AIアシスタントβ」においてビジネス用テンプレートの活用など法人向け特別機能を追加したり、noteの記事を通じて読者のメールアドレスを取得できる機能を導入するといった、情報発信をサポートするだけでなくビジネス成果につながる新たな機能の開発・強化を行っています。その結果、有料契約数を伸ばしております。

②新規事業の立ち上げと拡大

当社グループは今後、「note」を軸とする既存のエコシステムを拡張させ、より多様で数多くのクリエイターサクセスを創出していく方針です。エコシステムを拡張させる具体的な施策としては、これまで「note」の開発・強化を通じて培ってきた技術を活用したメディア・法人向けツールの外部提供と、「note」に集まるあらゆるジャンルのコンテンツやユーザー資産を活用した新サービスの立ち上げの２つを想定し、取り組んでいます。

これらの取り組みにより新規事業を立ち上げ、拡大させていくことで、さらなる成長とミッション達成を実現してまいります。

③優秀な人材の確保と育成、それに合わせた組織体制の構築

コンテンツ配信業界においてインターネットに関する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それらに対応した新商品及びサービスが常に生み出されております。これらの最新ニーズ及び新商品並びにサービスを的確に察知し、迅速な意思決定を行える体制を整え、常に市場をリードしていくことが当社グループの成長につながります。これを実現するために、国内のニーズを的確に察知できる人材の確保が可能な体制を構築してまいります。

当社グループの経営理念に共感し、意欲、業務推進能力を兼ね備えた人材の中途採用を実施することはもちろんのこと、事業拡大及びサービス品質の向上等により知名度を上げることで採用力を強化し、当社グループが必要とする優秀な人材を継続的に確保・育成するべく取り組むと同時に、効率的な組織体制の構築に取り組んでまいります。

④内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社グループが効率的に拡大できる体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を重要な課題として認識しております。これまでも体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って人的補充を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員監査の実施によるコーポレート・ガバナンスの充実などを行っていく方針です。

⑤情報管理体制の強化

当社グループは、事業推進上、利用動向等の個人情報や機密情報を保持しております。このような情報が流出した場合や不適切な取り扱いがなされた場合、当社グループの信頼性や企業イメージが低下し、契約獲得や今後の事業展開への影響が生じるおそれがあります。

そのため、個人情報等の機密情報を取り扱う際の業務フロー、社内規程の整備、定期的な社内教育の実施、セキュリティの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を行ってまいります。

⑥業務の効率化による生産性向上

需要拡大に備えた増員は、一方で人件費等のコストアップにつながり当社グループの利益圧迫要因となります。当社グループでは全業務のプロセスの継続的な見直しを行い、無駄を削減し業務の効率化を図ってまいります。また、基幹システムを中心にシステム投資を強化し、インフラ面を改善するとともに業務の省力化による生産性向上を図ってまいります。

⑦業務基幹システムの維持・強化

当社グループの業務は、ユーザーを個別にかつ的確に管理し、必要な時に迅速に情報把握をできることが業務遂行上重要であり、その管理の根幹をなす当社グループの基幹システムを安定的に稼働させることが経営戦略上重要な課題です。昨今の事業拡大、事業の継続的発展に伴い当該システムに対する負荷は、比例的に増大いたしますので、機能の拡充を継続的に実施していく方針です。

（5）財産及び損益の状況

1　企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第10期	第11期	第12期	第13期 (当連結会計年度)
決　算　年　月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月
売上高　(千円)	－	－	－	3,312,248
経常利益　(千円)	－	－	－	75,183
親会社株主に帰属する当期純利益　(千円)	－	－	－	98,939
純資産額　(千円)	－	－	－	1,722,164
1株当たり純資産額　(円)	－	－	－	110.63
1株当たり当期純利益　(円)	－	－	－	6.44

(注) 1．第13期より連結計算書類を作成しております。そのため、第12期以前については記載しておりません。
2．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

2　当社の財産及び損益の状況

区　分	第10期	第11期	第12期	第13期 (当事業年度)
決　算　年　月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月
売上高　(千円)	1,884,149	2,317,088	2,777,125	3,295,106
経常利益又は経常損失（△）　(千円)	△433,474	△742,479	△413,388	82,613
当期純利益又は当期純損失（△）　(千円)	△436,174	△756,488	△414,843	107,785
純資産額　(千円)	574,109	1,817,761	1,561,844	1,731,009
1株当たり純資産額　(円)	42.07	124.35	102.52	111.21
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）　(円)	△31.96	△53.11	△27.50	7.02

(注) 1．1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2．当社は、2021年7月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第10期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）及び1株当たり純資産を算定しております。
3．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る各数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

（6）重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
note AI creative㈱	30百万円	100%	AI関連技術の活用によるメディア運営基盤システム、創作サポートツール、業務効率化サポートツールの開発・提供に関する事業
Tales & Co.㈱	50百万円	100%	クリエイターの企画や作品のエージェント、コンテンツ制作・販売、外部企業からの企画・コンテンツ製作受託等に関する事業

(注) 2023年12月８日に子会社note AI creative㈱を設立いたしました。また、2024年５月24日に子会社Tales & Co.㈱を設立いたしました。

2．会社役員に関する事項

（1）取締役に関する事項

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役 CEO	加藤　貞顕	note AI creative㈱　取締役 Tales & Co.㈱　取締役
取締役 CTO	今　雄一	note AI creative㈱　代表取締役
取締役 CFO	鹿島　幸裕	－
取締役（常勤監査等委員）	田邉　美智子	－
取締役（監査等委員）	水野　祐	シティライツ法律事務所 弁護士
取締役（監査等委員）	竹川　美奈子	LIFE MAP合同会社 代表

（注）1．取締役（監査等委員）田邉美智子氏、水野祐氏、竹川美奈子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2．取締役（監査等委員）田邉美智子氏は、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．取締役（監査等委員）水野祐氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4．取締役（監査等委員）竹川美奈子氏は、投資や経済に関する相当程度の知見及び金融庁の各種審議会の委員を歴任されたことによる経済・社会等に関する相当程度の知見を有しております。
5．当社は、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にすることで、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、田邉美智子氏を常勤の監査等委員として選定しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査等委員である取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役（監査等委員含む）及び子会社（note AI creative㈱）取締役を被保険者とする会社法第430条の3第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当社取締役（監査等委員含む）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

（4）取締役の報酬等の額

①役員報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年３月29日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その内容は、次の通りです。

1．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬及び非金銭報酬とし、固定報酬については毎月現金で支払うものとする。なお、非金銭報酬は株主総会の決議の範囲内で、総会後１年以内に取締役会の決議により新株予約権を割当するものとし、これらの制度を整備した後に導入することとする。

2．各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬額は、取締役会から代表取締役 CEO 加藤貞顕氏に一任し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位や、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が担う役割・責務、また当社の事業規模等に応じて決定する。

3．固定報酬と非金銭報酬の報酬構成割合については、その客観性、妥当性を担保するために、類似業種かつ同規模の他企業における報酬構成割合との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえた上で、設定する。

②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、代表取締役 CEO 加藤貞顕氏に、職務の内容や責任及び成果等を総合的に勘案し、上記方針に則り、各取締役の報酬額の策定を委任しております。これらの権限を委任した理由は、代表取締役 CEOが、当社全体の業績を踏まえた上で、各取締役の担当業務について適正に評価できると判断したためです。取締役の個人別の報酬額については、個々の取締役の報酬等の額の決定を代表取締役 CEOに一任するにあたって、取締役 CFOが個々の取締役の業務執行状況、会社業績及び従業員の報酬及び賞与の増減状況を勘案して個々の取締役の報酬案を作成し、取締役報酬案に関してOrganization Successグループ長及び監査等委員会の意見を聴取した上で代表取締役 CEOが、決定方針に定めた額の範囲内で決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	53,460 (－)	53,460 (－)	－ (－)	－ (－)	3 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18,600 (18,600)	18,600 (18,600)	－ (－)	－ (－)	3 (3)

（注）1．取締役の支給額には、使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役（監査等委員を除く）の報酬総額は、2021年２月25日開催の第９期定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は３名です。
3．監査等委員である取締役の報酬総額は、2023年２月28日開催の第11期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

（5）社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (常勤監査等委員)	田邉　美智子	当事業年度において開催された取締役会19回及び監査等委員会14回の全てに出席し、主に公認会計士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	水野　祐	当事業年度において開催された取締役会19回及び監査等委員会14回の全てに出席し、主に弁護士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	竹川　美奈子	当事業年度において開催された取締役会19回及び監査等委員会14回の全てに出席し、主に専門家として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。

〜〜〜

連結貸借対照表

2024年11月30日現在

（単位：千円）

科目	金額 第13期 （2024年11月30日現在）
資産の部	
流動資産	**3,671,436**
現金及び預金	2,154,912
売掛金	195,711
商品及び製品	830
仕掛品	612
未収入金	1,209,473
その他	109,895
固定資産	**97,715**
有形固定資産	**10,311**
建物	925
工具、器具及び備品	9,386
投資その他の資産	**87,404**
繰延税金資産	26,590
敷金及び保証金	60,814
資産合計	3,769,151

科目	金額 第13期 （2024年11月30日現在）
負債の部	
流動負債	**2,046,987**
買掛金	3,474
１年内返済予定の長期借入金	80,000
未払法人税等	3,804
契約負債	145,199
預り金	1,577,858
その他	236,650
負債合計	2,046,987
純資産の部	
株主資本	**1,702,643**
資本金	**30,964**
資本剰余金	**1,987,652**
利益剰余金	**△315,903**
自己株式	**△69**
新株予約権	**19,520**
純資産合計	1,722,164
負債及び純資産合計	3,769,151

連結損益計算書

自　2023年12月 1 日
至　2024年11月30日

（単位：千円）

科目	金額
	第13期
売上高	3,312,248
売上原価	201,980
売上総利益	3,110,268
販売費及び一般管理費	3,057,424
営業利益	52,844
営業外収益	35,100
受取利息	169
違約金収入	30,417
その他	4,512
営業外費用	12,760
支払利息	685
為替差損	10,734
その他	1,340
経常利益	75,183
特別利益	971
固定資産売却益	971
税金等調整前当期純利益	76,154
法人税、住民税及び事業税	3,805
法人税等調整額	△26,590
当期純利益	98,939
親会社株主に帰属する当期純利益	98,939

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町六丁目６番２号
番町麹町ビルディング７Ｆ　WeWork 麹町 note株式会社 note place
電話　050-1751-2329



交通：ＪＲ各線 四ツ谷駅（麹町口）徒歩２分
東京メトロ 丸ノ内線 四ツ谷駅（１番口）・南北線 四ツ谷駅（３番口）徒歩３分
東京メトロ 有楽町線 麹町駅（出口２）徒歩６分

〇駐車場のご用意はございませんのでご了承下さいますよう
お願い申し上げます。